

地域密着型通所介護の指定申請の流れについて

【地域密着型通所介護・療養通所介護】

(1) 受付

- (ア) 郵便等による送付の方法により受付は随時行っています。
- (イ) 事前協議は補正期間を考慮してください。

(2) 事前協議から指定までの流れ

① 事前協議書類を郵送等で届出てください



② 事前協議書類の確認



不備にかかる補正。

③ 事前協議申請書類の受理



※地域密着型サービス運営委員会の開催月（偶数月）の前月末日まで。

④ 現地確認



※現地確認が必要な場合のみ。

⑤ 地域密着型サービス運営委員会 ※偶数月の開催



※地域密着型サービス運営委員会後、建築・改修を行ってください。

建築確認が必要な場合は、建築確認申請等に係る経由印を受けに来てください。

⑥ 施設建築・改修



⑦ 指定申請予約申込み 毎月1日～10日（休日の場合はその前日まで）



※指定申請書類の受付については、指定申請スケジュールをご覧ください。

受付は、ファックスでの予約が必要になります。

⑧ 指定申請初回受付日の通知及び納入通知書の送付 毎月25日ごろに郵送等にてお知らせします



審査事務手数料の納入通知書の送付（指定申請初回受付前月末日までに法人宛に発送します）

⑨ 介護保険法による指定申請 審査事務手数料の納付



初回申請予約日については、予約申込みの締切り日の属する月の1日～8日ごろまで（月初めの6開庁日）が初回の申請受付日となり、その月末までに申請書類を漏れなく提出いただく必要があります。

⑩ 老人福祉法による設置届出 ← 指定申請時に併せて提出いただきます。



※介護保険法による通所介護を実施する場合には、老人福祉法第15条第2項に規定する「老人デイサービスセンター等の設置届」等の届出が必要となります。

⑪ 現地確認 (事業開始前月の5日～15日の期間)



⑫ 指定時研修 (事業開始前月25日頃)



指定時研修後に、指定通知書を交付します。

⑬ 事業開始 (指定時研修後翌月1日)